

### 3. 動物実験アンケート各項目詳細

※数字は回答のあった機関数、全ての項目で複数回答

質問 No.	項目	国・公・私立大学、独立行政法人 (回答数 50：無記名大学 1 含む)	製薬・試験受託・化粧品会社 (1-3:回答数 8、4-17:回答数 6)
2	動物実験外部委託 「その他」の内訳	/4 機関 遺伝子改変動物の作製等の一部を委託 1 一部の抗体作製等の実験を委託 1 一部委託 2	
5	動物実験委員会 メンバー数	/33 機関 平均 11 名	/3 機関 平均 8 名
5	動物実験委員会 構成	/31 機関 学内の教員 28 動物実験又は実験動物の有識者 16 動物実験を行わない者 10 学外の有識者 6 動物実験施設職員 6 獣医師 5 倫理や法学等の人文社会系 3 その他（飼育技術者、飼育室長、実験動物管理者、病院関係者等）	
5	動物実験委員会 計画書審査形式	/40 機関 会議 28 メール・メーリングリスト 22 実験者ヒアリング 13 回覧、持ち回り 9 Web 審査 2 電子会議 2 現地調査 1	/3 機関 回覧 3 実験者ヒアリング 2 会議 1
6	教育訓練 内容	/24 機関 法令・指針 19 飼養保管 15 機関内規程 13 動物実験の方法 13 安全管理 12 適切な動物実験 11	/2 機関 社内基準・承認規則・SOP説明会 1 法令や 3 R1

		<p>実験計画書の作成・申請方法 4          麻酔・鎮痛 4          実験室使用方法 2          感染症 2          その他（3R、動物福祉、苦痛分類、人道的エンドポイント、安楽死、保定、実技講習、動物実験資格者認定試験）</p>	
8	<p>外部機関の検証          検証機関と「その他」の内訳</p>	<p>/20 機関          検証機関：          国立大学動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会 15          「その他」の内訳：          予定している 15          準備中、検討中 3          アメリカの OLAW(Office of Laboratory Animal Welfare)の認証準備中 1</p>	<p>/2 機関          「その他」の内訳：          予定している 1          考えている 1</p>
9	<p>情報公開          項目</p>	<p>/18 機関          自己点検・評価報告書 15          規程・規則 11          動物実験計画書件数 9          実験動物飼養保管数 8          外部検証評価報告書 5          教育訓練実施状況 6          実験動物使用数 3          研究成果・動物実験関連論文・関連学会発表等数 3          実験室または飼養保管施設の数 1          動物実験委員会審議事項 1          動物実験委員会委員名簿 1          (URL のみの記載についてはカウントしていない)</p>	<p>/3 機関          動物愛護や倫理的配慮に関する一般的事項のみ 3          (一部は記載になかったので HP を見て確認)</p>
10	<p>獣医師の配置          「その他」の内訳</p>	<p>/8 機関          動物実験委員会の委員として配置 4          中型、大型の実験動物を用いる部局で配置 1          配置はしてないが、助言を得られる関係を構築しており委託契約を検討中 1          外部獣医師に依頼 1          専門の獣医師はいないがアドバイザーはいる 1</p>	<p>/1 機関          必要に応じて近隣の獣医師の助言・指導を仰いでいる 1</p>
11	<p>規程・法令違反のチェック          仕組み</p>	<p>/15 機関          動物実験委員会の委員が実験室、飼養施設を調査、査察 10          動物実験終了報告書 5</p>	<p>/1 機関          社内監査部門が飼育施設を実地調査</p>

		<p>通報・相談窓口を設置 2  動物実験施設職員が定期的に施設内を巡回 2  動物実験委員会が施設の調査権を持つ 1  実験動物管理者がチェックし動物実験委員会に報告 1  動物実験センター（コンプライアンス担当）を設置 1  （他の項目にある機関内規程、実験計画書、自己点検、相互検証は除いた）</p>	
1 2	規程・法令違反の処罰 仕組み	<p>/25 機関  規程で対応 9  動物実験委員会で対応 6  懲戒（懲罰、処分）委員会（審査会） 6  就業規則で対応 5  労務調査室 1</p>	/1 機関 再教育 1
1 2	規程・法令違反の処罰 内容 （設問にはないが別立て とした）	<p>/11 機関  新規の計画を承認しない、動物実験停止 3  実験の中止 3  臨時の再教育訓練 2  動物実験資格取り消し 1  施設の使用禁止 1  始末書の提出 1</p>	
1 3	代替法の開発 詳細	<p>/11 機関  眼刺激性試験（ドレーズテスト）代替法の開発等を行う研究部門を設置 1  in vitro 実験法を開発（代替法学会で発表している） 1  代替法の利用（培養細胞 7、コンピュータシミュレーション 1、工学手法 1、学生実習へのプラスチックネーション法の応用 1）  （「代替法の利用について指導」、「計画書で代替法の有無を審査」は除外した。）</p>	/4 機関 細胞を用いた試験系の開発 1 動物実験代替法国際研究助成を実施 1 国等との共同研究に積極的に参加している 1 代替法の利用（培養細胞 1、キットの利用 1）
1 4	自主管理で十分か？ 理由	<p>/21 機関  ●はい  十分な自主管理体制をとっている 11  動物実験の適正な実施が進展している 3  十分に（良く）機能している 2  問題が生じてない 2  自主管理が実効性を持って遵守されている 2  適正な飼養保管と動物実験がなされている 1  研究者の意識が向上し管理体制も定着してきている 1</p>	/2 機関 ●はい 現時点では一般社会への説明は必要ないと考えている 1 ●いいえ 現状に満足せず更なる向上を目指している 1

		<p>動愛法で3Rがうたわれており、国際的な基準を満たしている 1  国動協、公私動協、国立大学協会以下 11 団体連名の環境大臣宛意見書の通り 1</p> <p>●いいえ  どのような管理体制でも十分ということはない 1</p> <p>●その他  外部評価の結果を受けて判断したい 1  自主管理がうまく機能している 1</p>	
1 5	法整備の必要性理由	<p>/23 機関</p> <p>●必要ない  自主管理が機能している、自主管理で十分 6  問題が生じてない 5  自主管理が実効性を持って遵守されている 3  適正な飼養保管と動物実験がなされている、努めている 2  各機関の動物実験委員会が適切に機能している 1  動物福祉、3Rについて適切に対応している 1  動物実験の適正な実施が進展している 1  専属の獣医師（実験動物専門医）が3Rの指導を行っている 1  動物実験委員会が厳格に監督している 1  各機関の自主管理の方法が一般社会への説明責任を果たすレベルのものであれば、法の下での管理は必要ない。しかし基準を満たせずに責任を果たせない機関があったり、第三者認証を拒む機関があったりする場合には、やむを得ず法制化に従わざるを得ない。しかしたとえ法制化されても、法を適切に操れる動物実験の専門知識と経験を有する行政官がいなければ、法は形骸化したものになるかもしれない。場合によっては法よりも心ある動物実験の専門家が主導した管理の方が、社会への適切な説明責任を果たせる可能性もある 1  既に感染症法、カルタヘナ法、外来生物法、家畜伝染病予防法、動物愛護法などにより法規制がある 1  自主管理や第三者評価の現制度を推進することで動物実験の適正な実施ができる 1  国動協、公私動協、国立大学協会以下 11 団体連名の環境大臣宛意見書の通り 1</p> <p>●その他  自主管理が機能している、自主管理で十分 2  国立大学協会、国立大学動物実験施設協議会の立場に準ずる 1  科学的必要性和方法的妥当性を持った動物実験以外が実施されない</p>	<p>/4 機関</p> <p>●必要ない  具体的な問題生じてない 1  学術・企業活動に負担を強いる 1  現行法で十分 1</p> <p>●その他  愛玩動物と同じ法律で規制するのは困難 1</p>

		<p>ようにするための適切な社会的仕組みを作ることは重要。ただし適切な動物実験を阻害するものであってはならない 1</p>	
1 6	<p>施設の届出制や3 Rの強化について理由</p>	<p>/15 機関</p> <p>●賛成 行政や立法が主導して、検討項目として議論されることには賛成</p> <p>●反対 自主管理が機能している、自主管理で十分 3 問題が生じてない 1 自主管理が実効性を持って遵守されている 1 3 Rが推進されている 1 国立大学協会、国立大学医学部長会議、国立大学法人動物実験施設協議会が連名で提出した意見書でも反対しているところ 1 科学技術・イノベーションの振興を図る上で不必要な混乱を招く 1 実験動物は家庭動物や展示動物とは異なる 1 自主管理システム内で自制できる案が望ましい 1</p> <p>●その他 国立大学協会、国立大学動物実験施設協議会の立場に準ずる 1 検討の理由が明確でない 1 導入には慎重であるべき 1</p> <p>(「政治的な問題に回答馴染まない」はカウント省略)</p>	<p>/3 機関</p> <p>●反対 具体的な問題生じてない 1 学術・企業活動に負担を強いる 1</p> <p>●その他 3 Rの強化は問題ないと思うが、届出制により動物実験の制限につながるのが心配 1</p>
1 7	<p>その他</p>	<p>/11 機関</p> <p>国からの運営費交付金が減額されていることから、動物実験施設の運営に支障をきたすことが懸念される 1 年 1 回全学行事として動物慰霊祭を実施している 1 法整備について、3 Rが動愛法に盛り込まれている点で先進国と同じレベルにある。更なる法整備を行うに当たっては、必要性について国民全体で議論する必要がある 1 サル飼育管理に関する国際基準を積極的に取り入れる努力をしている 1 難病の治療等のために実験動物を用いた研究の進展が不可欠 1 国として自主管理体制で動物実験の適正化を図ると決めた以上、その体制で最大限努力すべき 1 施設の改修による実験動物の飼育環境の改善に取り組んでいる 1 動物実験に関わる規制はあくまで科学的視点に立って行われるべきであり、行きすぎた感情的反発を誘導する行為や動物実験の妨害行為などは人類の福祉に対する挑戦であることも広報すべき 1</p>	<p>/2 機関</p> <p>社内規程の遵守を継続したい 1 HS 財団の外部評価を準備中 1</p>

		動物実験委員会の委員は講演会、研修会、教育訓練等に積極的に参加を心かけている。動物実験実施者にも参加を促している 1 実験動物セミナーの開催、外部講師による講演、外部獣医師による評価と指導、実験動物慰霊祭の開催 1	
--	--	--	--